

委託研究開発における データマネジメントに関する 運用ガイドラインの概要

平成29年12月

経済産業省

1. ガイドライン策定の背景

- 国(経産省・NEDO等)の委託研究開発における知的財産と研究開発データの取扱い

現 状

知的財産

- ・平成27年5月に、研究開発における「知的財産マネジメントガイドライン」を策定
- ・平成27年7月より、運用開始
- ・データは一般的に知的財産権では保護されず、ガイドラインの対象外

研究開発データ

- ・特段の運用指針等なし
- ・各受託者の判断や、必要に応じて受託者間で取り扱いを定めて管理

環境の変化（検討の背景）

- ・研究開発データの有効活用に関する期待や意識の高まり
- ・膨大な研究開発データの取得または収集が可能となり、研究開発データの持つ価値が向上
- ・プロジェクト参加者間でのデータの共有やルール化の重要性が向上

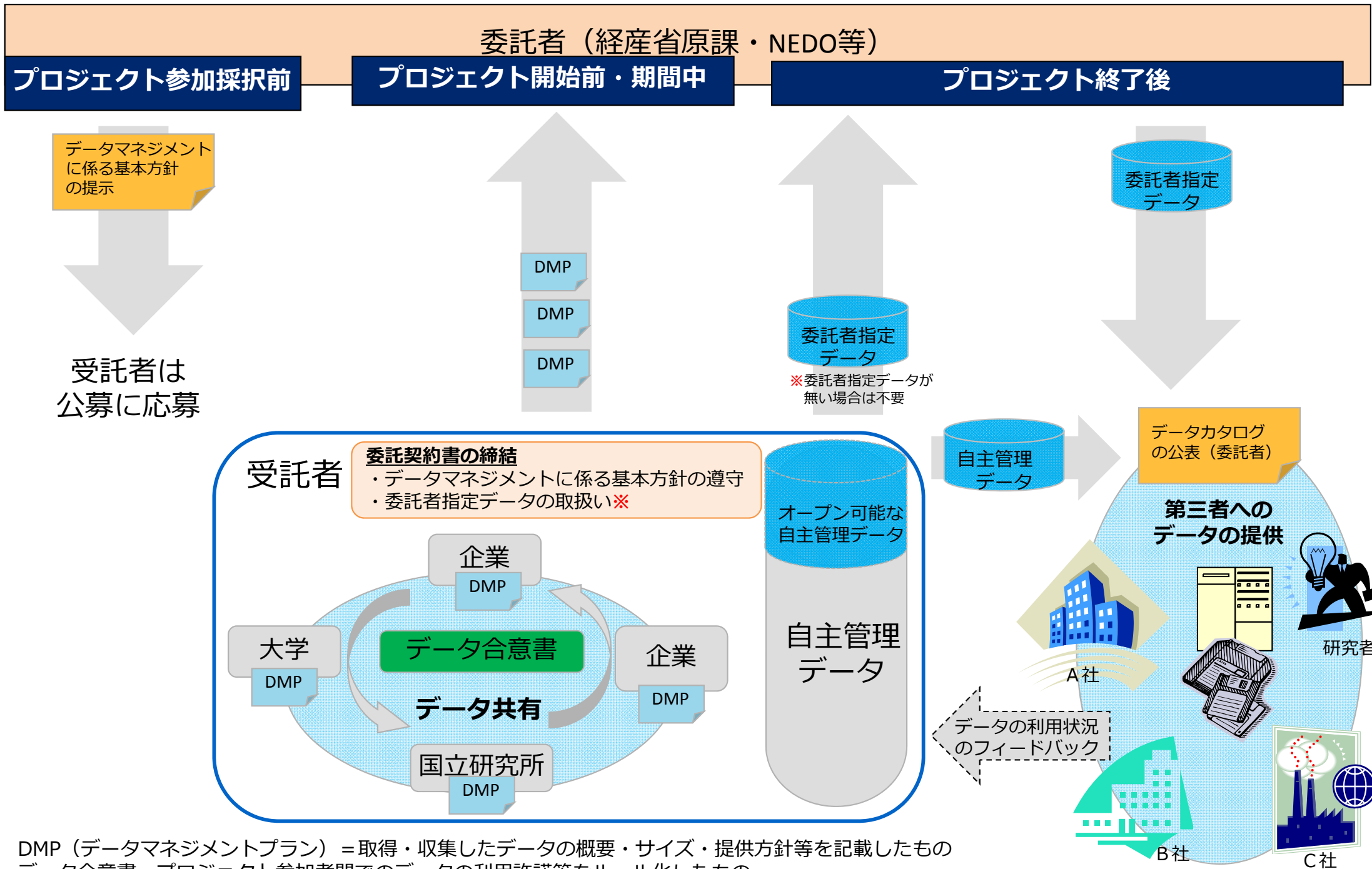
平成30年以降

引き続き、着実な運用を
継続、定着

成果を最大限事業化

知的財産マネジメントに関する
ガイドラインの別冊として
**データマネジメントに関する
運用ガイドライン**
を策定

2. 研究開発データのマネジメントのイメージ



DMP（データマネジメントプラン）＝取得・収集したデータの概要・サイズ・提供方針等を記載したものの
 データ合意書＝プロジェクト参加者間でのデータの利用許諾等をルール化したもの

3. 研究開発データのマネジメントの基本的考え方

- データの利活用の促進
- プロジェクト参加者間でのデータの共有、ルール化による事業成果の最大化
- 知財権同様に、委託事業により発生するデータについても委託者のマネジメントの対象として取扱いを定める

